

直島町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

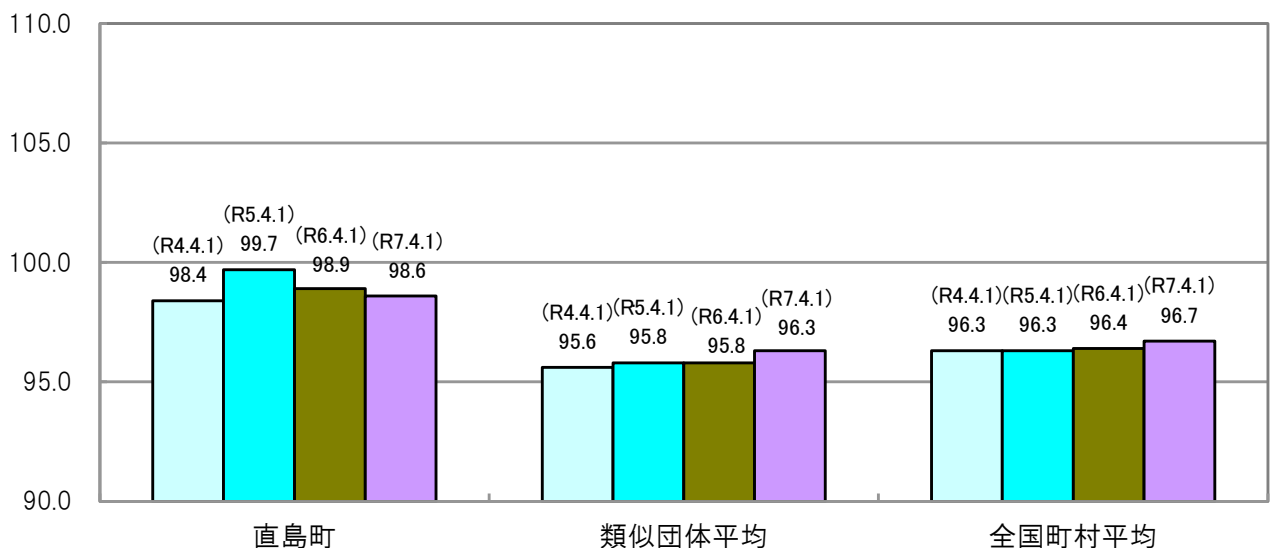
区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
令和 6年度	人 2,896	千円 3,651,131	千円 206,867	千円 686,593	% 18.80	% 17.84

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 り給与費 B/A	(参考)類似 団体平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 67	千円 270,456	千円 93,636	千円 111,747	千円 475,839	千円 7,102	千円 5,308

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由(給与制度又はその運用を踏まえ記載すること)

該当なし

(4) 給与改定の状況 該当なし

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の引上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なりを解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施]

(実施時期) 令和7年4月1日

(実施内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から6級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の引上げを実施。(国の7級以上に相当する級はない。)他の給料表については、一般行政職給料表と均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

該当なし

③その他の見直し内容

扶養手当及び通勤手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
直島町	43.7歳	340,077円	448,912円	362,864円
香川県	42.8歳	332,433円	422,306円	365,050円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	41.4歳	314,470円	364,463円	341,301円

② 技能労務職

該当職員なし

③ 教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
直島町	34.8歳	283,240円	360,199円
香川県	40.9歳	361,757円	407,576円
類似団体	37.3歳	279,967円	310,917円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		直 島 町	香 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000円	225,600円	220,000円
	高 校 卒	188,000円	194,500円	188,000円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

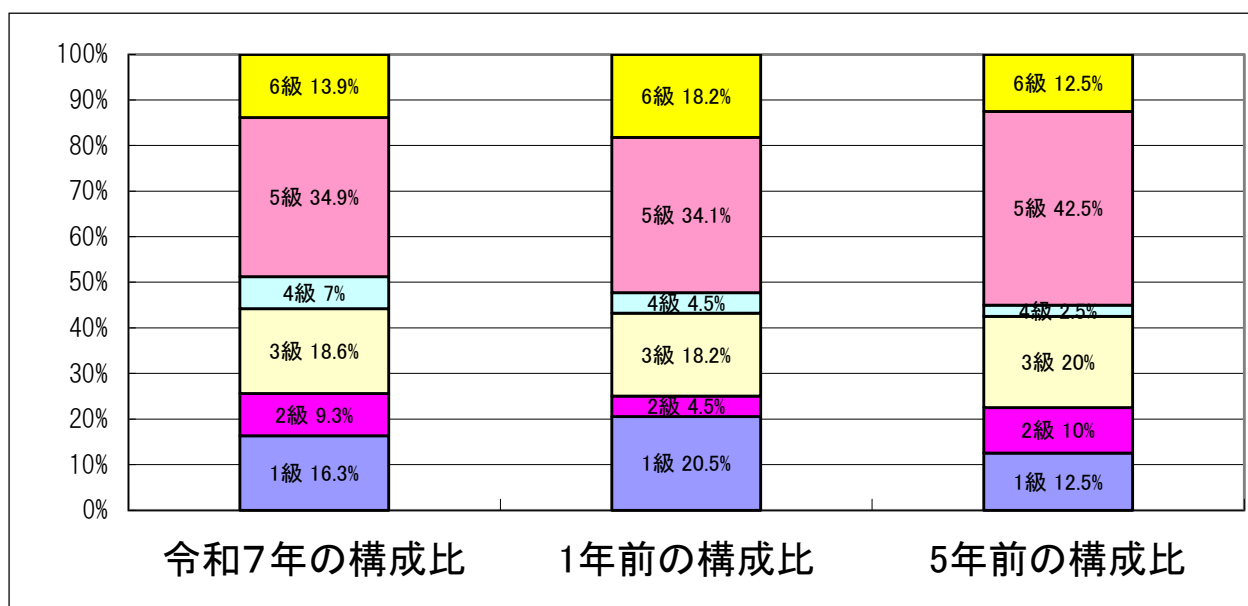
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	286,200円	379,400円	386,000円	397,700円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	394,900円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

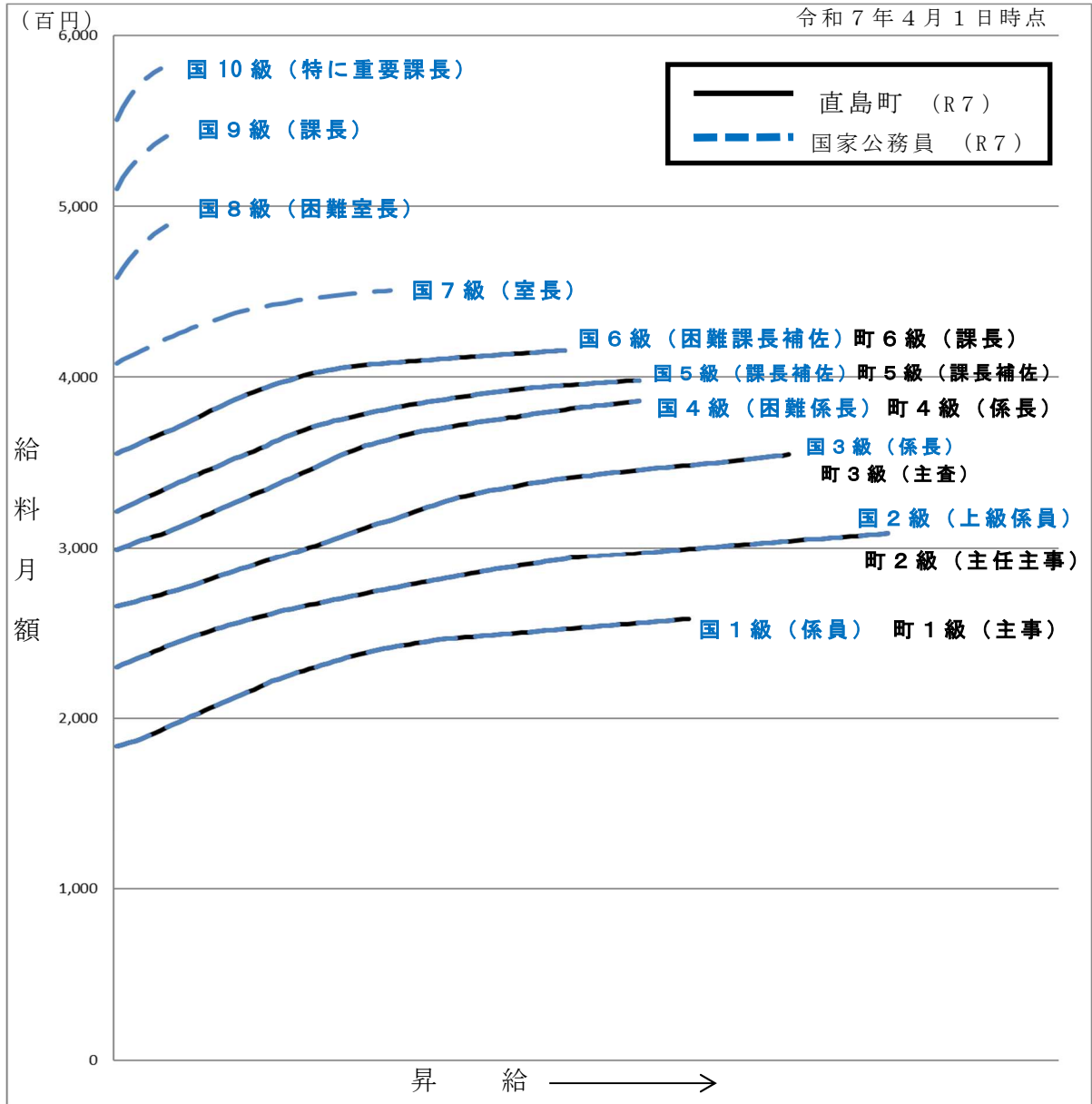
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	7人	16.3%	183,500円	258,100円
2級	主任主事	4人	9.3%	230,000円	308,500円
3級	主査	8人	18.6%	265,300円	354,700円
4級	係長	3人	7.0%	298,800円	386,100円
5級	課長、主幹、課長補佐	15人	34.9%	321,300円	398,200円
6級	課長	6人	13.9%	355,200円	415,700円

- (注) 1 直島町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（直島町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△	○	△	○

ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

直 島 町	香 川 県	国
1人あたり平均支給額 (令和6年度) 1,577千円	1人あたり平均支給額 (令和6年度) 1,786千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（直島町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

直 島 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			・定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)		
1人当たり平均支給額 797千円					

- 注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
- 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		1,738千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		579,305円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医師	16 %	2 人	16 %
高松市	6 %	1 人	6 %

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）		14,841 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）		781,110 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）		28.3 %		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支 給単価
防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護及び感染症菌の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事したとき、又は家畜伝染病菌を有する家畜若しくは家畜伝染病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事した職員	0 千円	1件当たり500円

行旅死病人の収容、保護に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	行旅死病人の収容、保護に直接従事した職員	0 千円	行旅死亡人 1件当たり3,000円 行旅病人 1件当たり1,000円
夜間看護等業務に従事する職員の特殊勤務手当	看護保健職	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間）において行われる看護等業務に従事した職員	5,344 千円	深夜の全部を含む勤務 1回当たり7,300円 2時間未満 1回当たり2,150円 2時間以上4時間未満 1回当たり3,100円 4時間以上 1回当たり3,550円
救急搬送業務に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職 看護保健職 医師	町外への救急搬送業務を行った職員	48 千円	1件当たり500円
救急患者診療等業務に従事する医師の特殊勤務手当	医師	正規の勤務時間以外に自宅等において待機した医師	9,450 千円	1回当たり21,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	41,219 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	615 千円
支給実績（令和5年度決算）	33,336 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	505 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 各5,000円加算	同	—	千円 5,312	円 279,579
住居手当	借家、借間居住者 家賃23,000円以下 家賃—12,000円 家賃23,000円超 (家賃—23,000円)/2 +11,000円 (支給限度額27,000円)	異	国 家賃27,000円以下 家賃—16,000円 家賃27,000円超 (家賃—27,000円)/2 +11,000円 (限度額28,000円)	千円 3,583	円 238,867
通勤手当	交通機関利用者 運賃等相当額全額支給 (限度額1ヵ月55,000円) 交通用具使用者 使用距離区分に応じ 2,700円(片道2km以上) ～最高30,700円	同 異	 国：2,000円 ～31,600円	千円 3,012	円 81,405
単身赴任手当	月額 30,000円+加算額 (8,000円～70,000円)	同	—	千円 0	円 0
特地勤務手当	医師 月額 150,000円	異	国：離島等に 勤務する職員 に支給	千円 3,586	円 1,793,000
休日勤務手当	支給率 135/100	同	—	千円 44,334	円 3,410
夜間勤務手当	支給率 25/100	同	—	千円 2,305	円 350,500
宿日直手当	一般の宿日直 4,400円	同	—	千円 2,438	円 75,742
管理職手当	属する職務の級及び区分 に応じ定める額 49,100円～62,640円	同	—	千円 7,649	円 695,363
初任給調整 手当	医師に採用日以後の期間 の区分に応じ支給 月額 415,600円内	同	—	千円 9,959	円 4,979,500
管理職員特別 勤務手当	課長・局長・室長・次長 ・事務長 支給額 12,000円 主幹 支給額 10,000円	同	—	千円 1,076	円 97,818

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	715,000 円 (715,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 840,000 円 / 515,000 円	
	副 町 長	535,000 円 (535,000 円)	705,000 円 / 415,000 円	
報 酬	議 長	248,000 円 (248,000 円)	395,000 円 / 160,000 円	
	副 議 長	206,000 円 (206,000 円)	310,000 円 / 140,000 円	
	議 員	191,000 円 (191,000 円)	290,000 円 / 130,000 円	
期 末 手 当	町 副 町 長	(令和6年度支給割合) 2.50 月分		
	議 副 議 長 員	(令和6年度支給割合) 2.50 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 退職の日における給料月額× 勤続期間の月数(48月を超える ときは、48月)×支給割合 (町長 36.5/100、副町長 22/100)	(1期の手当額) 12,526,800円	(支給時期) 退職した日から起算 して1月以内
	副 町 長		5,649,600円	
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

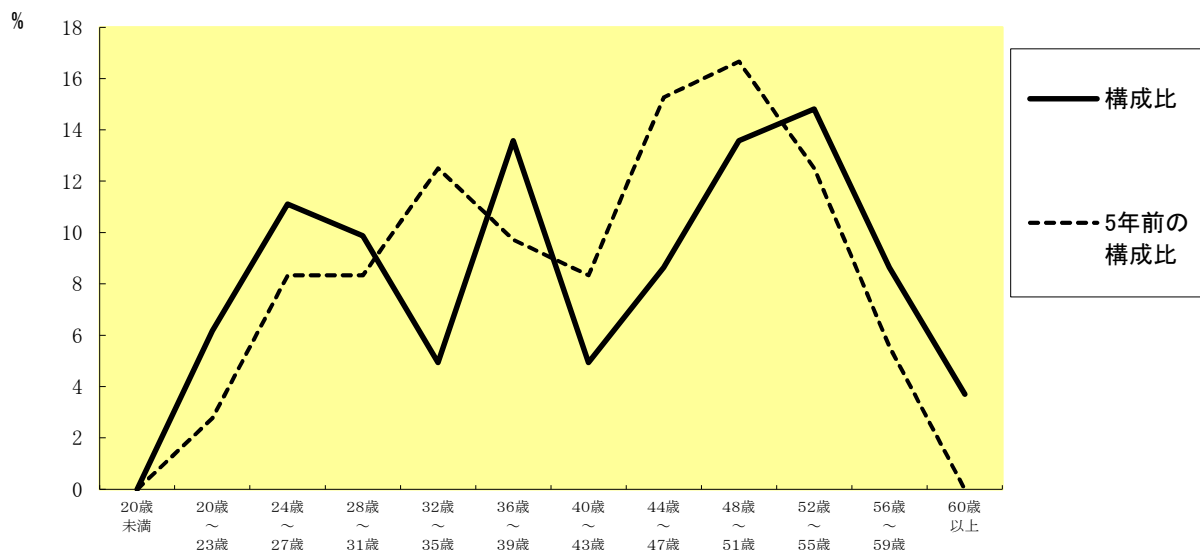
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 6 年	令 和 7 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 務 会 議 室	2	2	0	育 児 休 業 復 帰 に よ る 配 置 換 育 児 休 業 復 帰 に よ る 配 置 換 ・ 新 規 採 用 職 員 配 置
		企 画 税 務 課	15	14	△ 1	
		生 産 生 活 課	3	3	0	
		民 生 課	8	11	3	
		農 林 水 産 課	25	25	0	
部 門	小 計	商 工 課	1	1	0	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 218 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 179.60 人)
		土 木 課	2	2	0	
		計	5	5	0	
	教 育 部 門	11	11	0		
	小 計	72	74	2	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 256 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 当 た り の 職 員 数 209.51 人)	
公 営 企 業 等 部 門	水 道 下 水 道 其 他	水 道	3	3	0	
		下 水 道	1	1	0	
		其 他	3	3	0	
	小 計	7	7	0		
合 計			79	81	2	< 参 考 > 人 口 1 万 当 た り 職 員 数 280 人
			[86]	[91]	[5]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職 員 数	人 0	人 5	人 9	人 8	人 4	人 11	人 4	人 7	人 11	人 12	人 7	人 3	人 81

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	57	59	59	61	61	63	6(10.5%)
教育	9	10	10	10	11	11	2(22.2%)
普通会計計	66	69	69	71	72	74	8(12.1%)
公営企業等会計計	6	6	6	6	7	7	1(16.7%)
総合計	72	75	75	77	79	81	9(12.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和6年度	408,149	45,471	24,661	6.04	5.70

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和6年度	4	15,347	2,998	6,316	24,661	6,165	6,118

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項 特になし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
直島町	41.8歳	349,066円	597,889円
団体平均	45.8歳	345,838円	524,813円
事業者	-歳	-円	-円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

直 島 町 (水道事業)	直 島 町 (一般行政職等)
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,972 千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,577千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和7年4月1日現在)

直 島 町 (水 道 事 業)	直 島 町 (一般行政職等)
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 ー 千円 ー 千円	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) 1人当たり平均支給額 797千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支 給 実 績 (令和6年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給割合)
	%	人	%

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		0 %		
手当の種類 (手当数)		0		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給 単価
—	—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	1,370 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	456 千円
支給実績（令和5年度決算）	1,056 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	352 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	654 千円	218,000 円
住居手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	96 千円	96,000 円
通勤手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	0 千円	0 円
単身赴任手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	0 千円	0 円
特勤勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	0 千円	0 円
夜間勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	0 千円	0 円
宿日直手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	0 千円	0 円
管理職手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	752 千円	751,680 円
初任給調整手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	0 千円	0 円
管理職員特別勤務手当	一般行政職の制度と同じ	同	—	126 千円	126,000 円